

2016年11月



葵総合経営センターだより

特集

- ・ 年末調整
～しくみとスケジュール～

発行人 葵総合経営センター
代表 杉浦 康晴

〒460-0012
名古屋市中区千代田三丁目14番22号
TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816
E-Mail aoi@aoi-cms.com
URL <http://www.aoi-cms.com/>



「晩秋の清流」 牛場塗装 牛場 建一様 撮影

目次

- | | |
|-----------------------|----------------|
| 2 働き方改革 | 11 土壤汚染 |
| 3 年末調整 ～しくみとスケジュール～ | 12 (随想) |
| 8 建設業社会保険未加入問題 | 「嗅覚」と「運」について |
| 9 介護業界の2つのトピックス | 13 康友会ゴルフ・税務労務 |
| 10 人工知能は人間を超えるのか? (2) | 14 ご案内 |

No.560

働き方改革

センター代表 杉浦 康晴

つい先日、鳥取県中部を震源とする震度6弱の地震が観測されました。4月には熊本で震度7の地震があったばかりで、最近の大きな地震の多さが気になります。被害に遭われた方々にお見舞い申し上げます。これ以上、被害が広がらないことを祈るばかりです。

さて、平成28年9月下旬に総理大臣官邸で第1回「働き方改革実現会議」が開催されました。

毎日、新聞等で目にする「働き方改革」ですが、政府の掲げるポイントとして、この改革で働く方により良い将来の展望を持ってもらうこととしています。そのために、まず同一労働同一賃金を実現し、正規と非正規の労働者の格差を埋め、若者が将来に明るい希望を持てるようにする。そして、中間層が厚みを増し、より多く消費をし、より多くの方が家族を持てるようになれば、日本の出生率は改善していくとしています。また、長時間労働を是正すれば、ワーク・ライフ・バランスが改善し、女性、高齢者も、仕事に就きやすくなるとしています。一方、経営者には、どのように働いてもらうかに関心を高め、労働生産性向上を目指して頂きます。

この「働き方改革」こそが、労働生産性を改善するための最良の手段であり、社会問題であるだけでなく、経済問題であり、労働参加率、賃金を上昇させなければならないと安倍総理は主張しています。

この中でも今回、特に注目を集めているの

が「時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正」でしょう。

偶然にもこの「働き方改革」が話題となっている時期と同じくして、電通社員が長時間労働による過労死として労災認定されました。

世の中では長時間労働の削減が喫緊の課題となっており、これに取り組むため、各都道府県労働局や労働基準監督署による「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけや、長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導の徹底等を行っています。

独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査によると、現在、人材不足を感じていると回答した企業のうちの7割超が「いっそうの深刻化や慢性的な継続を予想している」という結果となりました。今後の対策の可能性としては「従業員の配置転換を行うことを検討する」が約8割、「省力化投資（機械化、自動化、IT化等）を行うことを検討する」が約5割など、多くの企業で何らかの対策を講じることが必要不可欠となっています。

「働き方改革」は、政府の政策であること以上に、自社の経営のために大変重要な緊急課題です。できることからすぐにでも着手することが必要不可欠です。

年末調整～しくみとスケジュール～

葵総合税理士法人 税務会計部 山田 真義

1. 年末調整とは

給与の支払者（以下「給与支払者」といいます。）は、毎月（日）の給与の支払いの際に所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をすることになっています。しかし源泉徴収した税額の1年間の合計は、年間を通して毎月の給与の額に変動がないことを前提としている等の理由により、給与の支払を受ける人（以下「給与所得者」といいます。）の年間の給与総額について納めなければならない税額と一致しないのが通常です。

このような不一致を精算するため、1年間の給与総額が確定する年末にその年の納めるべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足を求め、その差額を徴収、又は還付し精算することが必要となります。この精算の手続きを「年末調整」と呼んでいます。

2. 給与所得者は、年末調整でいろいろな控除が受けられます

控除を受けるために、給与所得者は各種の書類を勤務先に提出する必要があります。

控 除	申 告 書
配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除、寡夫控除、勤労学生控除、基礎控除	扶養控除等（異動）申告書
配偶者特別控除	配偶者特別控除申告書
社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除	保険料控除申告書
住宅借入金等特別控除 （注）いわゆる“住宅ローン控除”です。住宅を購入した最初の年（控除を受ける最初の年分）については、年末調整ではなく、確定申告により控除を受ける必要があります。	住宅借入金等特別控除申告書（税務署が発行）、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書（金融機関が発行）

3. 年末調整の対象になる人、ならない人、確定申告が必要な人

（1）年末調整の対象となる人と年末調整の時期

年末調整は、通常年末の12月に行いますが、1年の所得税が確定した時点で行う場合もあります。

- ① 1年を通じて勤務している人（年末調整を行う時期：年末）
- ② 年の中で就職し、年末まで勤務している人（同上：年末）

- ③年の途中で退職した人のうち、次の（イ）から（ニ）に該当する人（同上：退職時）
- （イ）死亡により退職した人
 - （ロ）著しい心身の障害のため退職した人でその年中に再就職ができないと見込まれる人
 - （ハ）12月に給与の支払いを受けた後に退職した人
- （ニ）いわゆるパートタイマーとして働いていた人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が103万円以下で、かつ、本年中に他の勤務先から給与を受けられないと見込まれる人
- ④年の途中で、非居住者となった人*（同上：非居住者となった時）
- *非居住者・・・海外に転勤したなどの理由で、国内に1年以上住所がない人

（2）年末調整の対象とならない人

年末調整の対象とならない人は、一定の場合、自分で確定申告をしなければなりません。

- ①本年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ②災害により被害を受けた人で、本年分の給与に対する一定の源泉所得税の徴収猶予または還付を受けた人
- ③2ヶ所以上から給与の支払いを受けている人で他の給与支払者に扶養控除等（異動）申告書を提出している人や、年末調整を行うときまでに同申告書を提出していない人
- ④年の途中で退職した人で、上記（1）③に該当しない人
- ⑤非居住者
- ⑥継続して同一の雇用主に雇用されないいわゆる日雇労働者など

（3）確定申告が必要な人

給与所得者は、給与支払者の下で年末調整が行われ、これによって、各月において源泉徴収された税額は精算されますので、ほとんどの人は確定申告をする必要がありません。

しかし、給与所得者であっても、2ヶ所以上の給与所得がある場合、あるいは給与所得以外に他の所得が一定以上ある人は確定申告が必要となります。この場合2月16日から3月15日までの間に各人の居住地の所轄税務署長に確定申告書を提出することとなります。

また年末調整では計算されない、住居を購入した年の住宅ローン控除や医療費控除などの適用を受ける場合などには、確定申告をすることで税額の還付を受けることができます。この還付申告は2月15日以前でも申告書の提出が可能となっています。

4. 年末調整のスケジュール

年末調整は、一般的に、12月の最後の給与額もしくは賞与額の計算と同時に行われます。スムーズに行うためには、12月の最後の給与などの計算の前に、準備をしておくことが必要です。次のページから、年末調整のスケジュールの一例をご紹介します。

◆年末調整のスケジュール<例>**【1】 11月中旬～11月下旬**

- ①「扶養控除等（異動）申告書」「配偶者特別控除申告書」「保険料控除申告書」を給与所得者に配布し、内容確認のうえ記入してもらう。
- ②「住宅借入金等特別控除申告書」を給与所得者に作成してもらう。（該当者のみ）

【2】 12月上旬～12月中旬

- ①（イ）12月に支払う給与額・賞与額を確定する。
（ロ）1年間の給与総額・賞与額から徴収した税額の集計を行う。
（ハ）「給与所得控除後の金額の算出表」より、給与所得控除後の給与等の金額の計算を行う。

- ②（イ）給与所得者から、上記【1】①の各申告書を受取り内容確認を行う。
*前職があつて年の中で入社した給与所得者からは、前職の会社が発行した「源泉徴収票」を一緒に提出してもらう必要があります。
（ロ）所得控除後の課税給与所得金額を計算する。
（ハ）「算出所得税額の速算表」より、算出所得税額の計算を行う。

- ③（イ）給与所得者から、上記【1】②の申告書を受取り内容確認を行う。
（ロ）税額控除後の年調所得税額を計算する。
*住宅ローン控除の適用を受けない給与所得者は、算出所得税額が年調所得税額となります。
（ハ）年調所得税額に102.1%を乗じて、復興特別所得税を含む年調年税額を計算する。

【3】原則として給与支払時

- ①上記【2】①（ロ）で集計した1年間の税額と年調年税額を比べ、給与所得者の所得税額の過不足の精算を行う。
- ②源泉徴収票を給与所得者に配布する。

【4】 1月10日まで（納期の特例の承認を受けている場合は1月20日まで）

- ①所得税を納付する。

【5】 1月31日まで

- ①「給与支払報告書」を市区町村に提出する。（「給与支払報告書総括表」を添付）
- ②一定の要件に該当する給与所得者の「源泉徴収票」と他の法定調書（「不動産の使用料等の支払調書」等）を税務署に提出する。（「法定調書合計表」を添付）

5. 年末調整とマイナンバー制度について

(1) マイナンバー制度導入後の変更点

平成28年1月1日以後に給与所得者が給与支払者に提出する「扶養控除等（異動）申告書」には、一定の場合を除き、給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等のマイナンバー（個人番号）を記載する必要があります。一方、「保険料控除申告書」「配偶者特別控除申告書」「住宅借入金等特別控除申告書」には、給与所得者本人又は配偶者のマイナンバーを記載する必要はありません。

また、給与支払者から給与所得者に交付される「源泉徴収票」には、給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等のマイナンバーは記載されません。

源泉徴収票のマイナンバー記載の要否一覧表（○：記載要、×：記載不要）

	給与所得者の マイナンバー	控除対象扶養 親族、控除対 象配偶者のマ イナンバー	16歳未満の 扶養親族のマ イナンバー	給与支払者の マイナンバー
給与所得の源泉徴収票（受給者用）	×	×	×	×
給与所得の源泉徴収票（税務署提出用）	○	○	×	○
給与支払報告書（市区町村提出用）*	○	○	○	○

*給与支払報告書は源泉徴収票と同じ様式で、源泉徴収票と一緒に作成します。

(2) マイナンバーの提供を受ける場合の本人確認について

給与支払者が給与所得者からマイナンバーの提供を受ける場合には、本人確認（番号確認と身元確認）を行う必要があります。なお、給与支払者が本人確認を行う必要があるのは、マイナンバーの提供を行う給与所得者本人のみとなります。控除対象配偶者および控除対象扶養親族等の本人確認は、給与所得者が行うこととなります。

<本人確認を行う場合に使用する書類の例>

①マイナンバーカード（番号確認と身元確認）

②通知カード（番号確認） + 運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元確認）*

*写真表示のない身分証明書等により身元確認を行う場合には、2種類以上の証明書が必要となります。また、身元確認については、マイナンバーを提供する者が従業員であり、採用時等に一度本人確認を行っている場合には、本人を対面で確認することにより身元確認書類の提示を受けることは不要です。

(3) 給与支払者のマイナンバー

①給与支払者のマイナンバー又は法人番号を付記する時期

給与支払者のマイナンバー（個人番号）又は法人番号については、扶養控除等申告書の提出を受けた後に付記する必要がありますが、税務署長から扶養控除等申告書の提出を求められるまでの間は、給与支払者のマイナンバー（個人番号）又は法人番号を付記しなくても差し支えありません。なお、扶養控除等申告書は、税務署長から提出を求められた場合を除き、提出期限の属する年の翌年1月10日の翌日から7年間保存する必要があります。

②給与支払者のマイナンバー又は法人番号のプレ印字

給与支払者が法人の場合、法人番号を扶養控除等申告書にプレ印字して従業員に交付しても差し支えありません。給与支払者が個人の場合、給与支払者のマイナンバーを扶養控除等申告書にプレ印字することは、番号法上の提供制限に抵触するためできません。

(4) 扶養控除等申告書に給与所得者のマイナンバーの記載がなかった場合

マイナンバーの記載を要しないものとされる場合以外で、扶養控除等申告書に給与所得者のマイナンバーの記載がない場合であっても、扶養控除等の適用の可否を判断するために必要な事項が記載されていれば、扶養控除等申告書が提出されたものとして年末調整において税額計算を行って差し支えありません。

なお、給与所得者からマイナンバーの提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、給与支払者の単なる義務違反でないことを明確にしておく必要があります。

(5) その他マイナンバーに関連する事項

法人が年額15万円以上の賃借料を個人の地主や大家に支払う場合は、マイナンバーを記載した「不動産の使用料等の支払調書」を法定調書合計表に添付して税務署に提出する必要がありますので、個人の賃貸人からマイナンバーの提供を受ける必要があります。

また、賃貸物件のオーナーとなっている個人は、賃借人である法人からマイナンバーの提供をもとめられることがあります。

参考資料

- ・平成28年分年末調整のしかた（国税庁）
- ・平成28年版給与所得者と年末調整（国税庁）
- ・法定調書提出義務者・源泉徴収義務者となる事業者のための社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の概要（国税庁）
- ・給与計算の事務がしっかりできる本（有限会社人事・労務 著）